[はじめに]

この診断書においては、次の障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□にレ印を入れ、 その障害に関する状態及び所見について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、それぞれについて障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること (それぞれの障害の合計指数をもって等級決定することはしない。)。

- □ 聴 覚 障 害 (「1 「聴覚障害」の状態及び所見」に記載すること。)
- □ 平 衡 機 能 障 害 (「2 「平衡機能障害」の状態及び所見」に記載すること。)
- □ 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 (「3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見」に記載すること。)
- \square そ しゃく 機 能 障 害(「4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見」に記載すること。)

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)

右	dB
左	dB

(2) 障害の種類

伝	音	性	難	聴	
感	音	性	難	聴	
混	合	性	難	聴	

(3) 鼓膜の状態

(右)



(左)

(4) 聴力検査の結果(ア又はイのいずれかを記載すること。)

ア 純音による検査

オージオメータの型式

	50	00 10	000 20	000 Hz
0				
10				
20				
30				
40				
50				
60				
70				
80				
90				
100				
dB				

イ 語音による検査

語音明瞭度

右	%(dB)
左	%(dB)

(5) 身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況 (2級と診断する場合、記載すること。) 有 · 無

2	「平衡機能障害」の状態及び所見
3	「音声・言語機能障害」の状態及び所見
	「そしゃく機能障害」の状態及び所見 障害の程度及び検査所見(「該当する障害」の□にレ印を入れ、ア又はイの該当する□にレ印又 は()内に必要事項を記載すること。)
	「 該 当 す る 障 害 」 □ そしゃく・嚥下機能の障害(「ア そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。) □ 咬合異常によるそしゃく機能の障害(「イ 咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。)
7	ア そしゃく・嚥下機能の障害 (ア) 障害の程度 □ 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。 □ 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。 □ 経口摂取のみでは、栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取が法に著しい制限がある。 □ その他
	(イ) 参考となる検査所見 a 各器官の一般的検査
	(参考) 各器官の観察点 ・ロ唇・下顎:運動能力,不随意運動の有無,反射異常又は病的反射 ・ 舌 :形状,運動能力,反射異常 ・ 軟 ロ 蓋:挙上運動,反射異常 ・声 帯:内外転運動,梨状窩の唾液貯留
	○ 所見(上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。)

b 嚥下状態の観察と検査	
〈参考1〉各器官の観察点	
・口腔内保持の状態	
・口腔から咽頭への送り込みの状態	
・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態	
・食道入口部の開大と流動物(bolus)の送り込み	
〈参考2〉摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点	
・摂取できる食物の内容(固形物,半固形物,流動食)	
・誤嚥の程度(毎回,2回に1回程度,数回に1回,ほとんど無し)	
○ 観察・検査の方法	
□ エックス線検査()	
□ 内視鏡検査()	
□ その他(
○ 所見(上記の枠内の〈参考1〉及び〈参考2〉の観察点から,嚥下状態について討	#細に記載
すること。)	
	J
イ 咬合異常によるそしゃく機能の障害	
イ 吹音乗用によるでしゃく機能の障害 (ア) 障害の程度	
□ 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。	
□ その他 <i>C</i>	`
	J
(イ) 参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)	
a 咬合異常の程度 (そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。)	
)
b そしゃく機能(口唇・口蓋裂では,上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。)	_
)
	J
(2) その他(今後の見込み等)	
	$\overline{}$
	ノ

(3)	障害程度の等級 (該当する障害程度の等級の項目の□にレ印を入れること。)
ア	「そしゃく機能の喪失」のうち3級に該当する障害(経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥
	下機能の障害をいう。)
	□ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
	□ 延髄機能障害(仮性球麻痺,血管障害を含む。)及び末梢神経障害によるもの
	□ 外傷,腫瘍切除等による顎(顎関節を含む。),口腔(舌,口唇,口蓋,頬,そしゃく筋
	等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
イ	「そしゃく機能の著しい障害」のうち4級に該当する障害(著しいそしゃく・嚥下機能又は,咬
	合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。)
	□ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
	□ 延髄機能障害(仮性球麻痺,血管障害を含む。)及び末梢神経障害によるもの
	□ 外傷,腫瘍切除等による顎(顎関節を含む。),口腔(舌,口唇,口蓋,頬,そしゃく筋
	等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
	□ 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

- 2 語音明瞭度により聴覚障害の認定を行う場合は、検査結果のデータを添付すること。
- 3 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、歯科医師による診断書・意見書を添付する こと。
- 4 小腸機能障害を併せ持つ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。